

令和3年9月8日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



公益財団法人 日本訪問看護財団

理事長 清水 嘉与子



一般社団法人 全国訪問看護事業協会

会長 尾寄 新平



新型コロナウイルス感染症関連の訪問看護に関する緊急要望書

現在、新型コロナウイルス感染症の流行は第5波の局面を迎え、各地で緊急事態宣言が発令されています。医療体制が逼迫する中で新型コロナウイルス感染者の自宅療養が増加しており、感染者を含む在宅療養者の生命と安全を守るため、訪問看護ステーションには大きな期待が寄せられています。

訪問看護ステーションが引き続き十分な感染予防策を講じ、在宅療養者へのサービス提供を安定的に継続できるよう、下記について緊急に要望いたします。

記

1. 「訪問看護感染症対策実施加算」の算定期限延長により、訪問看護サービスの安全対策への支援を継続すること

1.「訪問看護感染症対策実施加算」の算定期限延長により、訪問看護サービスの安全対策への支援を継続すること

<説明>

新型コロナウイルスの感染拡大下で訪問看護師が在宅療養者に安全に対応するため、必要な感染予防策を講じて訪問看護を提供した場合、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の30回の算定につき1回、「訪問看護感染症対策実施加算」の算定が認められております。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、訪問看護サービスの提供を維持・継続し在宅療養者の健康と安全を守るために、訪問看護師には引き続き厳重な感染予防策が求められます。令和3年9月30日を算定期限としている「訪問看護感染症対策実施加算」の算定期間を延長し、訪問看護サービスの安全対策への支援を継続するよう要望いたします。